報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	開田 晋作
登録番号又は法人番号	2 3 4 0 1 5 9 5
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	ブレインシード行政書士事務所
事務所所在地	福岡県福岡市東区美和台4丁目7番1号 アーク美和台201
処分年月日	令和6年12月23日
処分内容(種類)	訓告
上記処分をした理由	開田晋作会員は、行政書士登録前に受任した補助金交付申請に係る 業務について、行政書士登録後において、業務委任者からの問い合わ せに対し、実際には申請を行っていないにもかかわらず、採択発表が ないと回答し、その後、受任した業務を完遂しないまま辞任した。こ のように、受任した業務について、業務委任者に虚偽の報告をし、完 遂しないまま一方的に辞任した開田会員の行為は、行政書士法(以下 「法」という。)第10条の規定に違反するとともに、福岡県行政書 士会会則(以下「会則」という。)第48条、第49条及び第50条 に違反しており、会則第76条第1項に該当するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は 品位を害するような行為をしてはならない。 会則第48条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠 実に業務を行わなければならない。 会則第49条 会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑚に努力すると ともに、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保 持しなければならない。 会則第50条 会員は、公正迅速にその業務を取り扱わなければならない。 会則第76条第1項 会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分 に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行 があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得 て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。 会則第78条第1項第1号 個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。 (1)訓告